

宗議会議員選挙における選挙運動について

～公正・公平な選挙の実施に向けて～

宗議会議員選挙は、宗門の最高議決機関である宗会（宗議会と参議会で構成）のうち、僧侶によって構成される宗議会の議員を選出する大切な選挙です。

公正・公平な選挙の実施に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

選挙運動とは

選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得しめるために直接又は間接に行うあらゆる活動をいいます。また、同様の目的で、特定の候補者の投票を得しめないために行う活動も含まれます。

宗門の選挙制度では、選挙の公正・公平を保つため、条例により様々な規制や禁止行為を定めており、これに違反した場合は、当選の取り消しや懲戒に処せられることとなります。

選挙運動のできる期間

選挙運動は、候補者自身による立候補届か、推薦届出人による推薦届を提出した後から、不在者投票の前日まででなければなりません。

選挙運動ができる人

選挙運動は、各選挙区の選挙管理会に届け出て受理された候補者、推薦届出人、選挙事務長、選挙運動員でなければなりません。

候補者及び推薦届出人は、届出受理後に選挙区の選挙管理会によって告示されます。

また、選挙事務長及び選挙運動員は、選挙運動中は選挙管理会が発行する届済証明書を常に携帯し、要請があったときはこれを掲示することが義務付けられています。

★次の役職にある者は選挙運動をすることができません

- ① 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- ② 組長、副組長及び査察委員
- ③ 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員
- ④ 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

※投票管理者や投票立会人に指定された者も選挙運動をすることができません。

選挙運動の方法

選挙運動の方法は、大きく分けて、①郵便、印刷物を用いた方法、②演説による方法に分類されます。

①郵便、印刷物を用いた選挙運動

郵便、印刷物を用いた選挙運動では、次の方法が認められています。

- ・ 選挙管理会に届出を行った選挙事務所における印刷物の掲示
- ・ 次に定める普通扱いの通常郵便物の発送
 - ア：第一種定形郵便物
 - イ：郵便書簡（ミニレター）
 - ウ：市内特別定形郵便物
 - エ：第二種通常ハガキ

※速達・書留・特定記録等、「普通扱い」以外の郵便物は認められません

②演説による選挙運動

演説による選挙運動は、次の方法が認められています。

◆立会演説会（選挙管理会が主催）

候補者の数が選挙区の議員の定数を超過している場合であって、複数の候補者又は推薦届出人の要請があった場合に、選挙管理会で開催の有無を協議・決定し、選挙運動期間内に5回を限度に開催されます。

立会演説会が開催される場合は、選挙公報等で選挙人に対して通知されます。

◆個人演説会（候補者が主催）

候補者又は推薦届出人は、選挙管理会に届け出て、5回を限度に個人演説会を開催することができます。

※個人演説会開催にあたっての留意事項

- ・開催は選挙運動期間内に限られます。
- ・開催場所は、候補者・推薦届出人・選挙事務長・選挙運動員が所属する寺院・教会を基本とします。その他、選挙管理会があらかじめ適当と認めた施設でも開催できます。
- ・開催にあたっては、事前に選挙管理会への届出が必要です。
- ・演説会の開催場所には、選挙管理会が発行する届済証明書の掲示が必要です。
- ・演説会の司会及び係員は、推薦届出人、選挙事務長、選挙運動員に限られます。
- ・演説は候補者が行いますが、推薦届出人、選挙事務長、選挙運動員に限り、演説を代理することができます。
- ・演説の後に質疑応答を行い、質疑応答が終了したときは、直ちに閉会し解散することが定められています。
- ・個人演説会の開催案内も選挙運動に該当するため、禁止行為に該当しないよう注意が必要です。

禁止されている行為

候補者、選挙運動者の有無を問わず、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で行う次の行為は禁止されています。

- ・戸別訪問
- ・定められた郵便物以外の方法による文書又は印刷物の発信・配布
- ・選挙事務所以外の場所での印刷物の掲示
- ・電話による選挙運動
- ・インターネット、メール、SNSによる選挙運動
- ・立会演説会・個人演説会以外の演説会
- ・法要その他の集会での演説又は勧誘
- ・金品の贈与又は飲食物の提供
- ・演説の妨害又は選挙の自由の妨害
- ・候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること
- ・公私の職務の供与
- ・選挙運動期間外の運動
- ・運動ができないものが選挙運動をすること、又はこれをさせること
- ・当選又は落選に関する挨拶行為
- ・予想をするための人気投票

※上記は宗門法規で規定される選挙違反・非違行為の一部です。詳しくは選挙区の選挙管理会にお尋ねください。